

2016-17

B 2 プレーオフ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第4号に定める公式試合として、2016-17 B 2 プレーオフ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2016-17 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条〔大会の目的〕

- (1) 2016-17 B 2 リーグの各地区の1位クラブおよび各地区の上位1位クラブを除いた15クラブのうち上位1位クラブ（以下「ワイルドカード」という）が本大会に参加する。
- (2) 2016-17 B 2 リーグの各地区の1位クラブを上位から順に、それぞれ「三地区間1位クラブ」、「三地区間2位クラブ」、「三地区間3位クラブ」という。上位を決定するにあたっては、「2016-17 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」第8条第1項の規定を準用する。
- (3) 本大会に優勝したクラブが2016-17 B 2 リーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなり、3位となったクラブが年間3位クラブとなる。
- (4) 本大会に優勝または準優勝したクラブがBリーグ規約第16条第1項に基づき翌シーズンにB 1 に昇格することができ、3位となったクラブはBリーグ規約第16条第2項に基づき2016-17 B 1・B 2 入れ替え戦に出場することができる。ただし、Bリーグ規約第16条第3項各号の規定は適用される。

第3条〔大会方式〕

- (1) 本大会は4クラブによるトーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準決勝はそれぞれ2試合、3位決定戦と決勝はそれぞれ1試合行う。
- (3) 準決勝は2試合とも、それぞれ「三地区間1位クラブ」および「三地区間2位クラブ」のホームゲームとし、決勝および3位決定戦は中立地にて行う。

第4条〔試合の主催等〕

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第5条〔試合の勝敗の決定〕

本大会準決勝において2試合が終了した時点で1勝1敗となった場合は、次のとおり3試合目を行うことにより勝敗を決定する。

- ① 10分間（前後半各5分）の試合を行う。
- ② 前号で勝敗が決定しなかった場合は、1回5分の延長時間を勝敗が決定するまで行う。

第6条〔3試合目の競技規則〕

- (1) 3試合目においては、両チーム前後半各1回のタイムアウトを認め、延長時間も各1回のタイムアウトを認める。なお、使わなかったタイムアウトは、次のハーフまたは延長時間に持ち越すことはできない。
- (2) 3試合目においては、2試合目の個人ファウル数及び失格・退場は持ち越さない。ただし、出場停止にかかる処分が下された選手は、これを適用する。
- (3) 2試合目の終了後、3試合目の開始までは20分のインターバルを設け、また3試合目のハーフタイムは2分とし、以降の延長時間においても、2分のインターバル後に実施する。ただし、公衆送信権および送信可能化権にかかる中継放送実施時は、インターバルを短縮することができる。
- (4) 前半と延長時間は、センターサークルでのジャンプ・ボールで試合を開始する。
- (5) 後半は攻撃するバスケットを交換し、延長時間は後半と同じバスケットを攻撃する。
- (6) 原則的に、ユニフォームとベンチは2試合目と同じとする。
- (7) 3試合目を通じて3回のファウルを宣せられたプレイヤーは、失格・退場とし、以後そのゲームに出場することはできない。
- (8) 1チームに各ハーフ3回のファウルが記録されたあとは、チーム・ファウルの罰則が適用される。
- (9) 延長時間に起こったチーム・ファウルは後半に加算する。
- (10) 前第1号から第9号までに記載のなき事項については、国際バスケットボール連盟（FIBA）および協会の競技規則を適用する。

第7条〔順位の決定および表彰〕

本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2016-17 B 2リーグの年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2016-17 B 2リーグの年間準優勝クラブとし、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

準決勝、決勝戦および3位決定戦において同時にプレーできる外国籍選手およ

び帰化選手については、2016-17 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項第 6 条 2 項 2 号を準用する。ただし、準決勝の 3 試合目については、同条 3 項を準用する。

第 9 条〔遠征経費〕

本大会の出場クラブには、別途定める「旅費規程」に基づき、B リーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第 10 条〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【図】

